

# 【資料編】

## 目 次

### 基本方針（案）－1 「これまでの成果と課題」関連資料

|                             |       |
|-----------------------------|-------|
| これまでの森林税の取組                 | 1 ~ 4 |
| 長野県の森林の区分と森林税による間伐の実施区域について | 5     |
| 森林整備（間伐）の全体像と森林税による間伐       | 6     |
| 森林税による間伐材の搬出                | 7     |
| 森林づくり推進支援金の概要               | 8     |

### 基本方針（案）－2 「森林税に関する意見等」関連資料

|                             |         |
|-----------------------------|---------|
| 県民会議・税制研究会の意見及び森林税アンケート調査結果 | 9 ~ 14  |
| 森林税アンケート付属資料（H29.6月時点）      | 15 ~ 18 |

### 基本方針（案）－3 「今後の森林づくりの方向性」関連資料

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 未整備の里山における今後の整備の進め方（面積の試算）    | 19 |
| 里山整備のための推進策（事業要件の見直し、搬出間伐の推進） | 20 |
| 国庫補助事業への森林税の活用                | 21 |

### 基本方針（案）－4 「今後の森林税のあり方についての検討」関連資料

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 森林づくりのための財源の状況                   | 22 ~ 25 |
| 大北森林組合等補助金不適正受給額に含まれた森林税の取扱いについて | 26      |
| 森林整備等を目的とする都道府県の独自課税一覧           | 27      |

# これまでの森林税の取組

## 1 里山の整備

### <成果>

- 里山の間伐については、今年度までの10年間で実施面積約32,210ha（当初目標の84%）となる見込みであり、財源不足で従来取り組むことができなかった里山の多面的機能の向上に一定の成果を上げることができた。

表1 森林税を活用した間伐面積の推移

単位：ha

| 年度 | H20   | H21   | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | H27   | H28   | H29     | 計        |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|----------|
| 計画 | 2,000 | 4,000 | 5,400 | 6,000 | 6,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000   | 38,400   |
| 実績 | 1,721 | 3,341 | 5,299 | 5,885 | 4,257 | 3,282 | 2,113 | 1,853 | 1,319 | (3,140) | (32,210) |

注) H29年度（ ）は、実績見込み

- 集約化の取組によって、従来の施策では進まなかった里山整備の進展に貢献した。

表2 森林税を活用した集約化の取組の推移

単位：ha、延べ人

| 年度    | H20   | H21   | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | H27   | H28   | 計      |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 集約化面積 | 2,500 | 2,500 | 3,500 | 1,600 | 1,000 | 2,059 | 2,048 | 598   | 458   | 16,263 |
| 人数    | 3,056 | 3,634 | 5,013 | 2,506 | 1,226 | 3,056 | 3,634 | 5,013 | 1,139 | 28,277 |

### <課題>

- 国の制度変更により規模の小さな森林が補助対象になりにくくなったことに加え、所有者の不在村化や境界の不明瞭化など、山離れが一層深刻化し、条件が困難な森林が未整備のまま残されている。（「喫緊の課題を抱える里山の森林」約68千haのうち、約36千haが未整備）
- 国の制度変更の影響を受け、NPOや小規模な事業者など多様な主体の参画が進まず、地域や市町村の関与が薄い状況にある。
- 国庫補助事業の義務負担分については地方交付税措置の対象であることを踏まえ、ここに森林税を充当することに関して、事前に丁寧な説明を行うべきであった。

## 2 搬出間伐への新たな支援措置

### <成果>

- 間伐材を搬出し地域で活用を推進する観点から、間伐材の搬出支援について、第2期から新たに対応した。

表3 森林税を活用した搬出間伐の取組

単位：m<sup>3</sup>

| 年度 | H25   | H26   | H27   | H28   | 計      |
|----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 計画 | 2,000 | 3,000 | 4,000 | 5,000 | 20,000 |
| 実績 | 1,225 | 2,152 | 2,442 | 1,470 | 7,289  |



### <課題>

- 対象を切捨て間伐後の間伐材に限定していたこと、間伐材の搬出に欠かせない路網の整備が支援対象外であったことなど、制度設計が現場の作業に十分適合していなかったことから搬出が進まなかった。

なお、里山を含む民有林全体では切捨て間伐から搬出間伐へと着実にシフト（間伐材搬出実績：平成19年度121千m<sup>3</sup>→平成28年度182千m<sup>3</sup>（約5割増））している。

### 3 森林づくり推進支援金

#### <成果>

- ・ 支援対象については、県の森林・林業施策との関連性がより明確になるよう、第2期からは「長野県森林づくり指針」に掲げる3つの方針に関する事業に用途を限定するとともに、その成果を県下10地域の地域会議で検証し、県ホームページで公表するよう改善した。その結果、県が掲げた方針に沿った地域の課題に対応した取組が進められている。
- ・ 森林に関する地域の様々な課題に応じ、松くい虫被害対策や景観整備、野生鳥獣被害対策のための緩衝帯整備など緊急性の高い取組が全市町村で実施され、地域に定着するとともに市町村の評価が高い。
- ・ 水源林の公的管理の取組については、当制度を活用して4か所(H25～28)が公有林化されるとともに、制度創設を機に市町村において水源林の管理のあり方等の点検が行われ、公有林化や保安林化などの公的管理又は所有者による適正な管理に区分することで、水源林の適正な管理につながった。

表4 森林税を活用した水源林の公有林化実績

| 区 分        | H25  | H26          | H27 | H28  | 計     |
|------------|------|--------------|-----|------|-------|
| 市町村        | 小海町  | 木祖村<br>(2箇所) | —   | 朝日村  | 4箇所   |
| 公有林化面積(ha) | 0.24 | 0.88         | —   | 0.57 | 1.69  |
| 補助金額(千円)   | 387  | 1,419        | —   | 578  | 2,384 |

#### <課題>

- ・ 地方税制研究会から、県の超過課税による財源であることから、県民への説明責任を明確化すべきとの指摘があり、用途、達成目標、成果等について、より一層県が説明責任を果たすことが求められている。

### 4 間伐材の利活用

#### <成果>

- ・ 第2期からは、切捨てられた間伐材を搬出するための支援制度を創設し、H25～28で7,289m<sup>3</sup>が搬出され活用された。(上記表3参照)
- ・ 県産材の利活用は、県民の皆様に効果を伝えやすく、かつ、地域ぐるみの利活用へとつながることから、公募によるモデル事業を展開した。
- ・ 県産材を利用した大桶や産湯桶、机などの木工製品の製作、空き家や公共スペースの木質化、廃校舎の木工関係での活用の基盤づくりなど、多様な取組へとつながっている。

表5 森林税を活用した地域材利用のモデル的な取組

| 年度 | H25 | H26 | H27 | H28 | 計  |
|----|-----|-----|-----|-----|----|
| 件数 | 5   | 5   | 8   | 5   | 23 |



木のおもちゃの開発・普及

#### <課題>

- ・ 薪などのバイオマス利用や商店街の木質化に係るモデル的な取組支援は、事業規模が小さいこともあり、県全体への広がりとして十分ではない。

## 5 人材育成

### <成果>

- ・ 地域の森林・林業を総合的な視野で指揮できる人材（信州フォレストコンダクター）30人を育成した。平成28年度は、育成されたコンダクターの連携・先導によって、海外への木材輸出や民国連携の市場運営への改善などが実現された。
- ・ 里山の資源を活用する技術が失われつつあることから、地域リーダーを育成するための活動を行い、地域ぐるみでの技術の養成につながった。

表6 森林税を活用した里山における地域活動数

|                   | 19年度末 | 24年度末 | 28年度末 |
|-------------------|-------|-------|-------|
| 里山利用総合支援(地域数)     | -     | -     | 20    |
| 里山活用推進リーダー育成(地域数) | -     | -     | 16    |



地域リーダーの育成

### <課題>

- ・ 自立的・持続的な森林管理を進めるため、森林の整備や多面的利活用を推進するリーダーや、多くの関係者をコーディネートする人材の育成が急務である。

## 6 森林（もり）の里親促進事業

### <成果>

- ・ 企業と地域の連携による森林づくりが展開されている（全国2位の契約実績）。
- ・ 企業の社員等が森林整備を体験することにより、地域との交流、森林整備の意義や森林の魅力を地域・企業の双方で確認するなどの効果が表れている。

表7 森林税を活用した森林（もり）の里親契約件数

|               | 19年度末 | 24年度末 | 28年度末 |
|---------------|-------|-------|-------|
| 森林(もり)の里親契約件数 | 24    | 86    | 126   |



森林の里親契約

### <課題>

- ・ 企業と地域の連携による森林づくりは双方にとって効果的であることから、今後とも継続的な取組とさらなる契約締結推進が必要である。

## 7 木育活動

### <成果>

- ・ 県下全ての市町村で実施される予定で、学校、PTA、地域などが協働で木育に取り組む自治体の動きが広がった。

表8 森林税を活用した木育活動実施市町村数

|           | 19年度末 | 24年度末 | 28年度末 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 木育活動実施市町村 | -     | 51    | 73    |



木育活動

### <課題>

- ・ 感受性豊かな子どもに、自らの手で地域の木材を使って木製品を作り上げる体験と喜びを提供することが引き続き必要である。

## 8 地球温暖化防止吸収源対策推進事業

- ・ 森林の里親企業等による森林整備の成果として、CO<sub>2</sub> 吸収量として企業の社会貢献活動の見える化に貢献した。
- ・ 森林の里親契約件数は増加しているが、CO<sub>2</sub> 吸収量認証を求めている企業も見られる。

表9 森林税を活用した認証 CO<sub>2</sub> 吸収量 単位 CO<sub>2</sub>-t

|                           | 19年度末 | 24年度末  | 28年度末  |
|---------------------------|-------|--------|--------|
| CO <sub>2</sub> 吸収量認証(累計) | -     | 12,418 | 30,613 |

## 9 地球温暖化防止木材利用普及啓発事業

- ・ CO<sub>2</sub> 固定量認証の取組は、施主や企業の関心も高く、計画を上回る取組が行われ、企業の県産材利用の見える化によって、県産材利用の促進に貢献している。

表10 森林税による認証 CO<sub>2</sub> 固定量 単位 CO<sub>2</sub>-t

|                             | 19年度末 | 24年度末 | 28年度末 |
|-----------------------------|-------|-------|-------|
| CO <sub>2</sub> 木材固定量認証(累計) | -     | 759   | 4,881 |

# 長野県の森林の区分と森林税による間伐の実施区域について

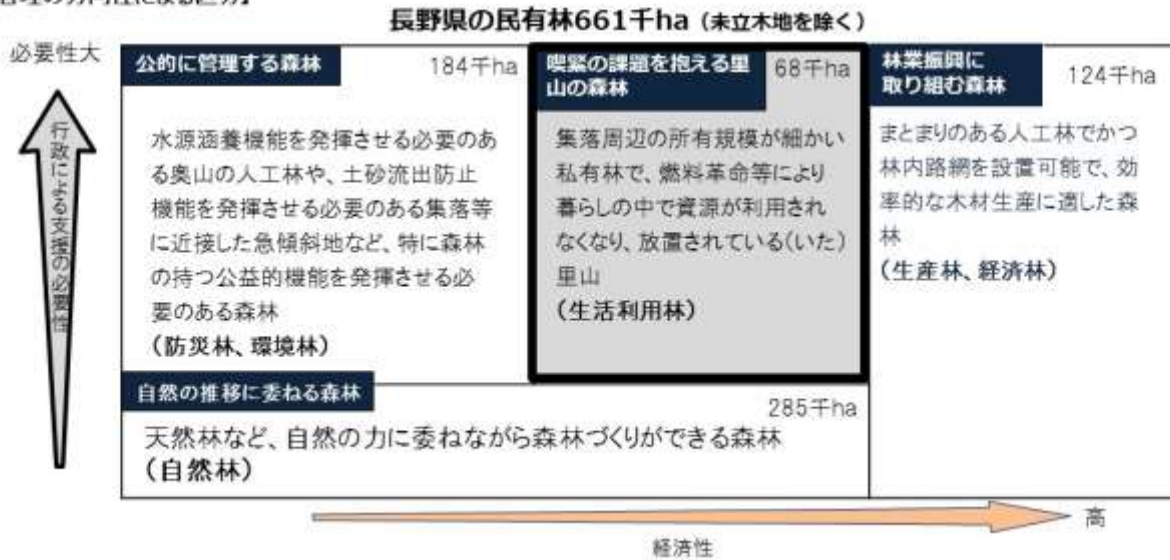
## これまでの取組

- これまでの森林税では、民有林661千haのうち、集落周辺の所有規模が細かい私有林で整備されずに放置され、災害防止等の観点から喫緊の課題を抱える里山の森林68千haを森林税の対象としてきた。
- これまでの10年間で32,210ha（見込み）の間伐が実施され、県民の最も身近な森林である「里山の間伐」が一定程度進展したが、依然として未整備の森林が残っている。

## 論 点

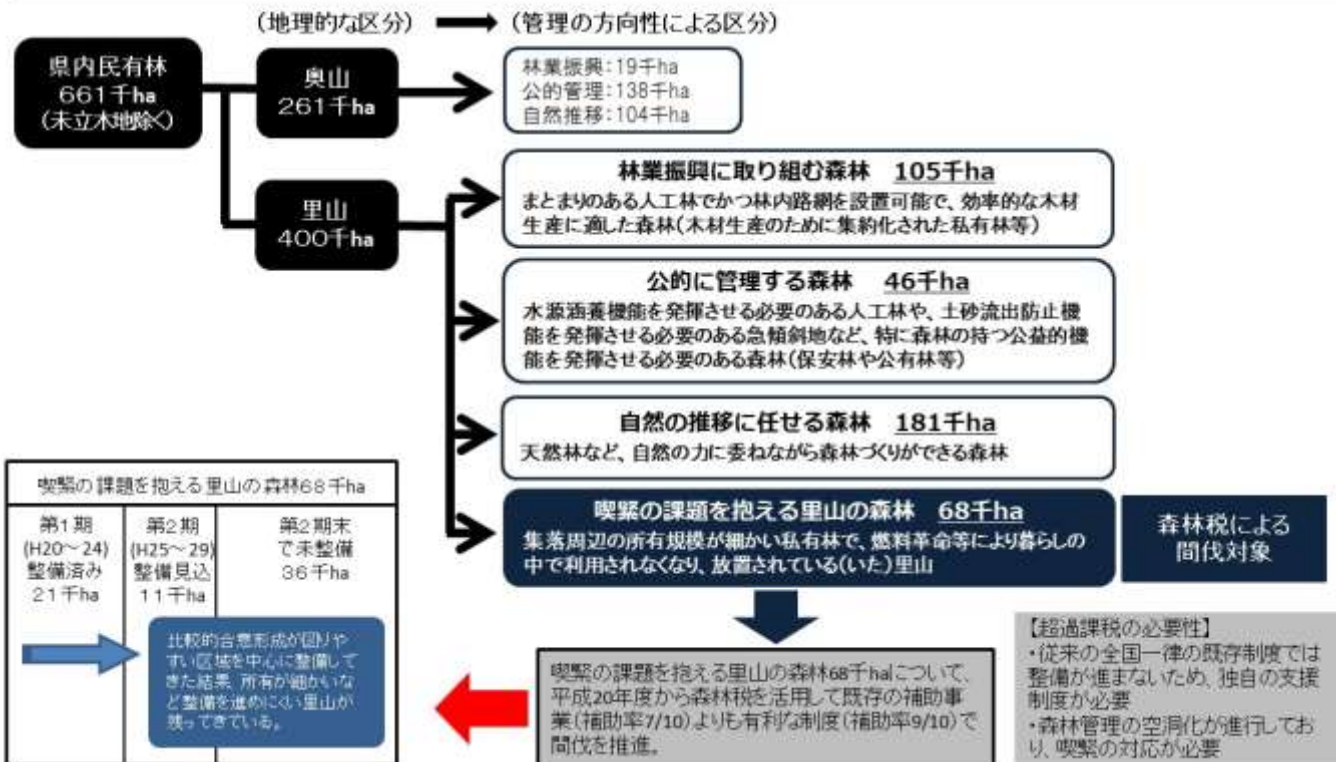
- より条件の困難な場所（所有が細かく、大きくまとめて整備することが難しい場所等）が未整備のまま残っており、引き続き、森林税を活用して里山の間伐を推進すべきではないか。

### 【森林管理の方向性による区分】



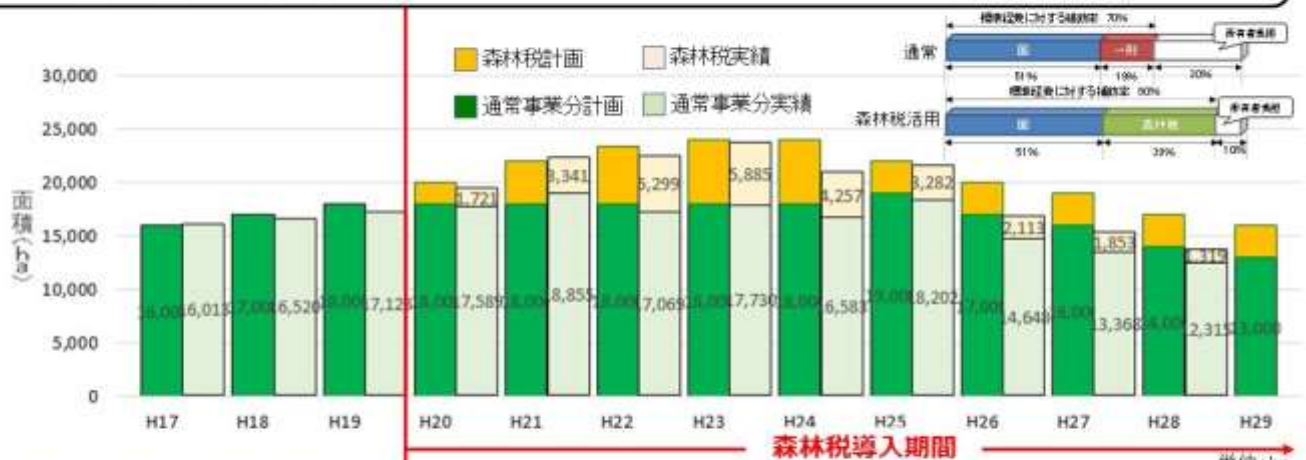
# 長野県の森林の区分と森林税による間伐の実施区域について

- 長野県の民有林661千haのうち、里山の面積は400千ha。
- 管理の方向性として、「林業振興に取り組む森林」「公的に管理する森林」「自然推移に委ねる森林」に区分する中で、里山については、所有規模が細かく整備が進まない「喫緊の課題を抱える里山の森林」(68千ha)を分類。(下の区分図の最下段)
- 喫緊の課題を抱える森林68千haは、平成20年度から森林税を活用して森林整備(間伐)を推進。10年間で約32千haの実績見込みで、平成29年度末で、より所有が細かいなど整備を進めにくい森林約36千haが未整備として残ってくる見込み。(左下図)



## 森林整備（間伐）の全体像と森林税による間伐

- 県民に最も身近な森林である「里山」は、従前（H19以前）の施策では取り残されがちで、また、放置による災害等への懸念に対応するため、里山の「間伐」を推進。
- 森林税導入以降は、従来の施策に加え、森林所有者の負担を軽減することで一定程度の進展が見られている。



計画

| 年度    | H17    | H18    | H19    | H20    | H21    | H22    | H23    | H24    | H25    | H26    | H27    | H28    | H29    |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 全体    | 16,000 | 17,000 | 18,000 | 20,000 | 22,000 | 23,400 | 24,000 | 24,000 | 22,000 | 20,000 | 19,000 | 17,000 | 16,000 |
| うち通常分 | 16,000 | 17,000 | 18,000 | 18,000 | 18,000 | 18,000 | 18,000 | 18,000 | 19,000 | 17,000 | 16,000 | 14,000 | 13,000 |
| うち森林税 |        |        |        | 2,000  | 4,000  | 5,400  | 6,000  | 6,000  | 3,000  | 3,000  | 3,000  | 3,000  | 3,000  |

実績

| 年度    | H17    | H18    | H19    | H20    | H21    | H22    | H23    | H24    | H25    | H26    | H27    | H28    | H29 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 全体    | 16,013 | 16,520 | 17,123 | 19,310 | 22,196 | 22,368 | 23,615 | 20,840 | 21,484 | 16,761 | 15,221 | 13,634 |     |
| うち通常分 | 16,013 | 16,520 | 17,123 | 17,589 | 18,855 | 17,069 | 17,730 | 16,583 | 18,202 | 14,648 | 13,368 | 12,315 |     |
| うち森林税 |        |        |        | 1,721  | 3,341  | 5,299  | 5,885  | 4,257  | 3,282  | 2,113  | 1,853  | 1,319  |     |

## 森林税による里山の森林整備

- 森林税を導入して整備する里山を68,000haに設定。
- このうち、38,400haの間伐を10年間の目標とし、平成29年度末までに32,210haの間伐が実施される見込み。
- 計画に対する実績は約84%。

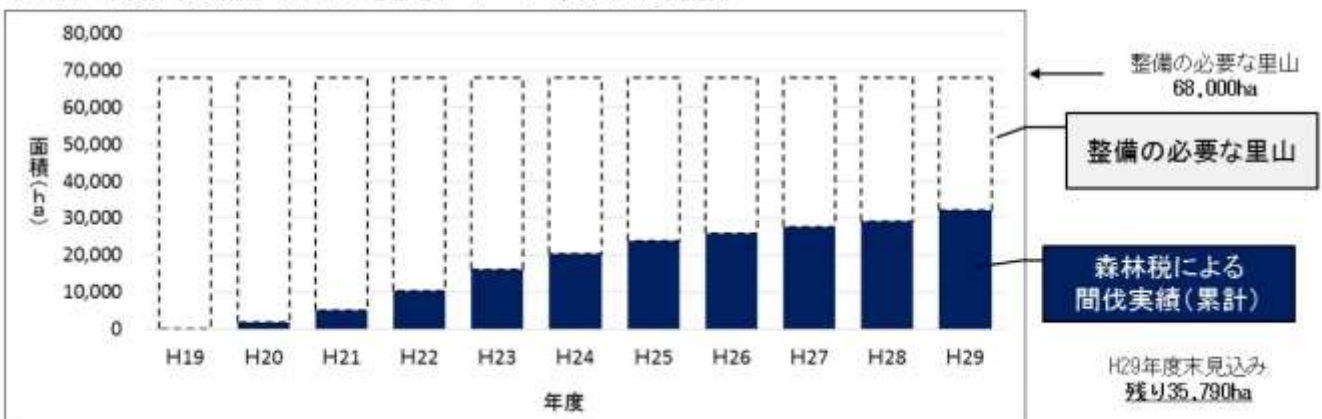
【間伐実績】

達成率84%

単位: ha

| 年度 | H20   | H21   | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | H27   | H28   | H29     | 計        |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|----------|
| 計画 | 2,000 | 4,000 | 5,400 | 6,000 | 6,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000   | 38,400   |
| 実績 | 1,721 | 3,341 | 5,299 | 5,885 | 4,257 | 3,282 | 2,113 | 1,853 | 1,319 | (3,140) | (32,210) |

※平成28年度からの繰越(840ha)を含む。( )は現時点の見込み

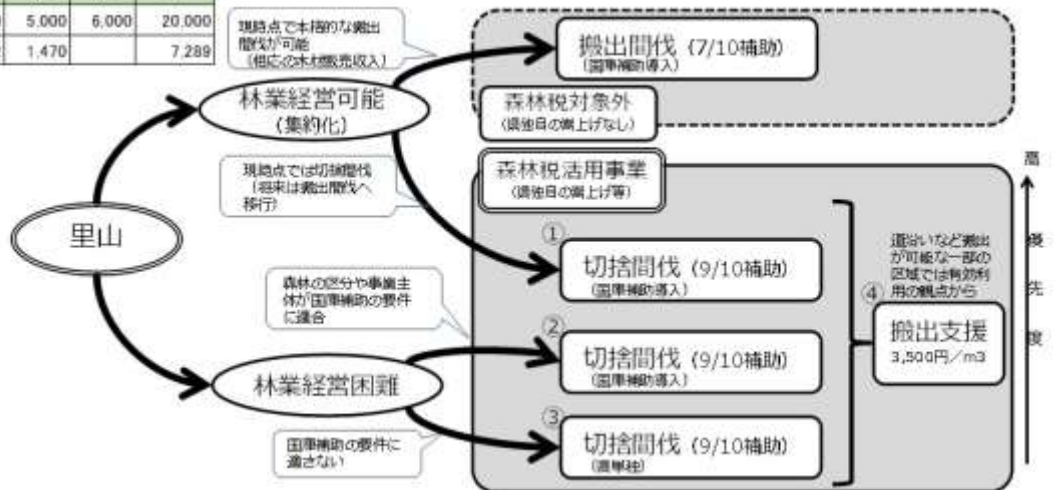


## 森林税による間伐材の搬出

- 第2期からは、間伐材の活用をできるだけ定着させる観点から、森林税で切り捨てられた間伐材の搬出経費を補助対象としているが、間伐材の搬出に欠かせない路網の整備が支援対象外であったことなど、制度設計が現場の作業に適合していなかったことから、徐々に広がりを見せてはいるものの目標に掲げたような大幅な増加には至っていない。
- 元来、里山は所有が細かく林業経営には不向きであるが、極力、持続的な林業経営を目指し、集約化し搬出間伐を進めることを優先している。(森林経営計画の樹立)
- また、伐採と搬出が一体的に行える搬出間伐適地は、税事業ではなく国庫補助事業(補助率7/10)を優先することとした結果、搬出間伐の取組は県全体としては進んでいるが、森林税を活用した間伐材搬出は低位に留まっている。

【税事業による間伐材の搬出実績 (m<sup>3</sup>)】

| 年度 | 25    | 26    | 27    | 28    | 29    | 計      |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 計画 | 2,000 | 3,000 | 4,000 | 5,000 | 6,000 | 20,000 |
| 実績 | 1,225 | 2,152 | 2,442 | 1,470 |       | 7,289  |



### 【参考】

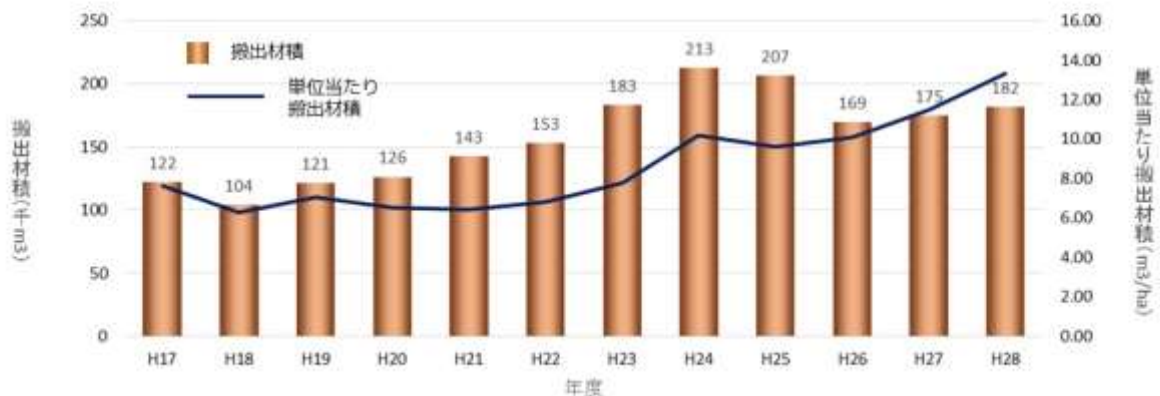
## 県内全体の間伐材の搬出

- 県内の搬出間伐は、主に国庫補助事業(補助率7/10)で実施している。
- 搬出間伐の総材積量は間伐予算と実施面積に影響されるが、単位当たりの搬出材積は増加傾向にあり、切捨て間伐から搬出間伐に確実にシフトしている。

【平成28年度事業別間伐材の搬出実績】

| 事業区分                 | 国庫補助事業※ | 森林税事業 | 県営林事業 | その他 | 計    |
|----------------------|---------|-------|-------|-----|------|
| 材積(千m <sup>3</sup> ) | 169     | 1     | 4     | 8   | 182  |
| 割合                   | 93%     | 1%    | 2%    | 4%  | 100% |

※林業経営可能な里山における搬出も含まれている。





# 森林づくり推進支援金の概要

## 平成28年度 森林づくり推進支援金の配分

予算額 130,000千円

### 基本配分枠 65,000千円

| 区分    | 割合  | 金額     | 基礎(全体)数値      |
|-------|-----|--------|---------------|
| 民有林面積 | 1/3 | 21,682 | 684,081ha     |
| 納税者数  | 1/3 | 21,681 | 1,077,140人    |
| 均等割   | 1/3 | 21,637 | 77市町村(@281千円) |
| 計     |     | 65,000 |               |

【参考】最大:長野市5,304千円、最小:麻績村387千円

### 重点配分枠 65,000千円

- 1 過去3年度分の間伐実績面積の占有率で、各地方事務所の配当額を算出
- 2 各地方事務所において、配当された金額に対し、みんなで支える地域会議の意見を踏まえ、市町村からの要望等に応じて配分額を決定

## 市町村への配分

各市町村ごとに算出された「基本配分枠+重点配分枠」により配分する。

【参考】最大:長野市8,323千円、最小:小布施町470千円

## 森林づくり推進支援金の活用状況

### 森林づくり推進支援金

- ・ 第2期から森林づくり指針の基本方針に関する事業に用途を限定した結果、森林整備の嵩上げ補助への活用が減少し、松くい虫被害対策などの地域の課題に対応した取組への活用が増加している。
- ・ 市町村が事業主体であっても、用途や事業効果等について、より一層県が説明責任を果たしていくことが必要。

## 活用実績

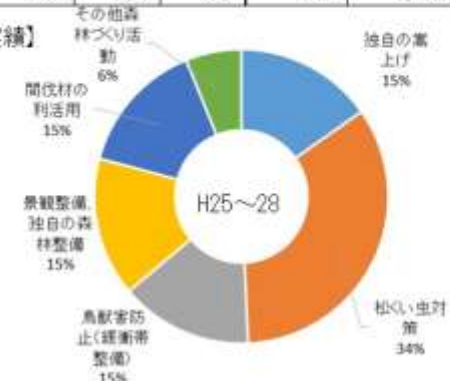
単位:百万円

| 区分           | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 計     | 傾向 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|----|
| 独自の嵩上げ       | 36  | 52  | 53  | 34  | 35  | 26  | 23  | 14  | 17  | 288   | ↘  |
| 松くい虫対策       | 17  | 20  | 20  | 30  | 31  | 44  | 47  | 43  | 43  | 295   | ↗  |
| 鳥獣害防止(緩衝帯整備) | 18  | 19  | 22  | 28  | 20  | 23  | 13  | 18  | 22  | 182   | →  |
| 景観整備、独自の森林整備 | 9   | 11  | 11  | 10  | 18  | 16  | 17  | 25  | 21  | 138   | ↗  |
| 間伐材の利活用      | 9   | 16  | 17  | 16  | 16  | 16  | 22  | 19  | 19  | 151   | →  |
| その他森林づくり活動   | 11  | 12  | 8   | 12  | 10  | 6   | 7   | 10  | 8   | 84    |    |
| 計            | 100 | 130 | 130 | 130 | 130 | 130 | 128 | 129 | 130 | 1,137 |    |

【第1期実績】



【第2期実績】



## 1 県民会議の意見

県民会議では、森林税第2期目の期間満了を迎えるに当たり、今までの取組の評価や課題の抽出、第2期終了後の森林税の必要性を含め、今後の里山整備の方向性や森林税を活用した施策について、平成28年度に2回、平成29年度に5回の会議が行われ、議論が重ねられてきた。

これに加え、各地域の取組状況についても、「みんなで支える森林づくり地域会議」（以下「地域会議」という。）での検討結果を県民会議へフィードバックするなどして、現場の声を反映させ、森林税継続ありきではなく、ゼロベースでの検討が進められてきた。

これらの結果、県民会議からは、「県内全体の状況を俯瞰すると、里山にとどまらず整備すべき森林は各所に及び、それらは既存の財源措置がなく放置されており看過できない課題であり、また、森林の多様な機能を活かした観光、教育等の取組についても、手入れがされずに放置された森林の存在など、長野県の強みを阻害している状況については、従来の発想を転換し、早期に対策を講じるべきである。」として、平成29年9月、県に対して「長野県森林づくり県民税に関する提言」がなされた。

この提言の中で、県民会議は、「今までの取組の評価や課題を踏まえる中で、全委員一致した意見として、今後も森林税が必要と考え、これまでの森林税の枠組みに捉われることなく、よりよい森林税のあり方について議論を進め、提言をまとめた」としており、森林税の継続を強く要望している。

また、「県においては、本提言及び市町村から森林税継続への要望が提出されている点、県民等アンケートにおいても7割が継続に賛成している点も踏まえ、森林税の継続を決断し、その用途についても、これまでの枠組みに捉われない「長野県らしい森林づくりへの転換」を強く期待する。」とし、具体的な事業の内容や規模について県民の皆さんにお示し、理解を得ていくことを前提に、以下のとおり具体的な提案があった。

### 長野県らしい森林づくりへの転換

県土の8割を森林が占め、地形も急峻な本県では、昨今の局地的な豪雨が頻発化する傾向を踏まえると、身近な里山の防災・減災のための整備は看過できない課題である。

また、流木被害を抑制する上では、河畔林の整備も課題である。

さらに、過疎化・高齢化が進む山村地域では、不在村所有者の存在などによる管理の空洞化が進行し、このまま世代交代が進めば、所有者不明の森林や境界の不明瞭な森林など、一層深刻さを増すことは明らかであり、森林所有者の世代交代等が進む今こそ、多様な主体の参画の下で地域住民等と森林所有者の利用協定の締結や利活用の延長としての里山の整備も推進する必要がある。

加えて、森林を活用した観光、教育等の長野県の強みの分野においても、それらを阻害する課題が多くみられる。例えば、観光面では、手入れ不足の森林が観光地の眺望・景観を損ねている状況や、教育面では、学校林の保有率は全国2番目であるにも関わらず、手入れが行われず活用されていない学校が多く存在すること、さらには、本県が全国に先駆けて取り組んでいる「信州やまほいく」については幼少期の自然教育を安全に実施するためのフィールドの整備が十分に行われていないなど、緊急に対処すべき課題は様々な場面で山積しており、看過できない状況である。

県民等アンケート結果を見ても、森林税に対しては「新しい取組内容を加えて継続」と

いう意見が最も多く、森林税を継続した場合の税を活用すべき取組として、「幅広い森林整備」、「身近な森や緑の整備」が上位2項目を占めている状況にもそうした点が表れている。

こうした声と向き合い、納税者である県民の皆さんにとって、より身近に感じてもらう森林税とするためにも、対象地域を里山に限定せず、森林への多様な要請に応える長野県らしい独自の施策を展開すべきである。

以上、県民会議として、今後の森林税に関して、2つの区分にわたり10項目の抜本的な改善提案を以下に示す。

## みんなで支える森林づくり県民会議 抜本的な改善提案10項目

### 【用途に対する提案】

- ① 里山整備は重点化し、「防災・減災」、「山村地域の森林管理の空洞化」という本質的な課題に向き合うべき
- ② 「搬出間伐」を本格化し、里山の資源を最大限活用すべき
- ③ 長野県らしい暮らし方を実感できる「県産材の活用」により、森林県から林業県へと飛躍すべき
- ④ 里山の多様性を引き出せる「人材の育成」により、森林づくりに関わる人々の力を結集すべき
- ⑤ これまでの里山の枠に限定せず、多様な県民ニーズに応えるよう、全県的な課題解決に向けた取組を行うべき
- ⑥ 地域の課題解決にそれぞれの市町村が向き合うことこそが長野県の独自性であり、「森林づくり推進支援金」を継続しつつ、説明責任が果たせるよう改善すべき
- ⑦ 課題が山積している中で、4.9億円の基金残高は積極的に活用すべき

### 【事業の仕組みに関する提案】

- ⑧ 「長野県らしい森林づくり」への理解と関心を高める情報の発信を行うこと
- ⑨ 情勢の変化に柔軟に対応するための仕組みを創設すること
- ⑩ コンプライアンスを確立すること

## 2 税制研究会における検討

県民会議での検討と並行し、税制研究会においても税制の面から森林税のあり方について検討が行われてきた。専門部会を含め、平成28年度に3回、平成29年度に5回の会議を行い、平成29年9月に「長野県森林づくり県民税の現状と今後の課題～平成30年度以降に継続する場合の注意点～」と題した報告書が県に提出された。

税制研究会は、報告書の第3章において、森林税を第3期へと継続する場合に注意しなくてはならない点、あるいは克服しなくてはならない課題を列挙している。

## 長野県「森林税」第3期（継続する場合）に向けた注意点および克服すべき問題点

- 1 「継続」でなく「ゼロベースでの再検討」と、それに必須の情報開示の徹底
- 2 切捨て間伐から搬出間伐への重点シフト（第2期の前提条件）の確実な履行
- 3 基金残高の「合理的な」解消と県民への説明  
～事業規模拡大と税率引き下げの2オプション～
- 4 国庫補助事業「裏負担」問題の解消：「裏負担」への充当廃止、もしくは大幅な縮減と県民への十分な説明
- 5 森林税の「既得権」化問題の打破：県庁組織とチェック機関の改善
- 6 森林づくり推進支援金の「説明責任」問題の改善  
～廃止ないし縮小、「特定補助金」と「財政調整の交付金」～

### 3 森林税アンケート調査結果

森林税に関する県民等の意向を確認し、森林税を活用した施策の検証、今後のあり方の検討資料とするため、平成29年6月から7月にかけて、県民3,000人（層化3段無作為抽出法：回収率33.2%）、企業100社（回収率42.0%）、77市町村（回収率93.5%）及び77市町村議会（回収率90.9%）に対し、アンケート調査を実施した。

その主な調査結果は、以下のとおりである。

#### (1) 現在の森林税活用事業のうち、大切だと思う取組

- ・ 県民、企業、市町村議会においては、現行の森林税で最も重点的に実施している「間伐」の回答が最多であり、次いで、「市町村が行う森林づくりへの支援」であった。
- ・ 市町村においては、上記と順位が逆の結果であった。
- ・ 3位以降の取組としては、「木材利用の促進」、「間伐材の搬出」、「人材育成」、「木育活動」の回答が多かった。

| 区分    | 1位                       | 2位                       | 3位               | 4位               | 5位                                 |
|-------|--------------------------|--------------------------|------------------|------------------|------------------------------------|
| 県民    | 間伐<br>61.8%              | 市町村が行う森林づくりへの支援<br>57.4% | 木材利用の促進<br>33.8% | 人材育成<br>23.0%    | 間伐材の搬出<br>21.7%                    |
| 企業    | 間伐<br>64.3%              | 市町村が行う森林づくりへの支援<br>61.9% | 木材利用の促進<br>35.7% | 間伐材の搬出<br>23.8%  | ・水源林の取得<br>・人材育成<br>・技術指導<br>19.0% |
| 市町村   | 市町村が行う森林づくりへの支援<br>83.7% | 間伐<br>81.7%              | 間伐材の搬出<br>56.3%  | 木材利用の促進<br>25.4% | 木育活動<br>16.9%                      |
| 市町村議会 | 間伐<br>77.1%              | 市町村が行う森林づくりへの支援<br>75.7% | 間伐材の搬出<br>52.9%  | 木材利用の促進<br>27.1% | ・技術指導<br>・木育活動<br>15.7%            |

※市町村が行う森林づくりへの支援 … 松くい虫被害対策、獣害対策を目的とした緩衝帯整備、景観整備等

(2) 平成 30 年度以降の森林税の継続の是非

- ・ 県民、企業とも、回答者の 7 割以上が森林税の継続に賛成という回答であった。  
(※市町村・市町村議会は、市長会等から既に継続要望があるため、本項目について調査していない)

(単位：%)

| 区分 | 継続賛成    |               |              | 計           | 継続反対      | 分からない<br>無回答 |
|----|---------|---------------|--------------|-------------|-----------|--------------|
|    | 現行のまま継続 | 新しい取組内容を加えて継続 | 全く新しい取組として継続 |             | 継続すべきではない |              |
| 県民 | 24.8    | 43.4          | 4.3          | <b>72.5</b> | 8.0       | 19.5         |
| 企業 | 28.6    | 45.2          | 4.8          | <b>78.6</b> | 0.0       | 21.4         |

(3) 森林税を継続した場合の税額

- ・ いずれの回答者も、現行の森林税の税額・税率を適当とする回答が最も多く、次いで県民では、約 2 割の回答者が現行の森林税の税額を超える項目を回答する結果となった。

(単位：%)

| 区分    | 現行を超える金額   |        |      | 500円<br>(現行) | 300円 | その他  |
|-------|------------|--------|------|--------------|------|------|
|       | 1,000円より高額 | 1,000円 | 計    |              |      |      |
| 県民    | 5.2        | 18.5   | 23.7 | <b>56.9</b>  | 4.5  | 14.8 |
| 市町村   | 0.0        | 2.8    | 2.8  | <b>81.7</b>  | 4.2  | 11.2 |
| 市町村議会 | 0.0        | 4.3    | 4.3  | <b>72.9</b>  | 10.0 | 12.9 |

| 区分 | 現行以上の率  |     |     | 5%<br>(現行)  | 3%  | その他  |
|----|---------|-----|-----|-------------|-----|------|
|    | 10%より高率 | 10% | 計   |             |     |      |
| 企業 | 0.0     | 7.1 | 7.1 | <b>69.0</b> | 7.1 | 16.7 |

(4) 森林税を継続した場合の期間

- ・ いずれの回答者も、現行の森林税の期間を適当とする回答が最も多く、次いで県民では、約 2 割の回答者の約 3 割が「6 年以上」を回答する結果となった。

(単位：%)

| 区分    | 6年以上 | 5年(現行)      | 5年未満 | その他  |
|-------|------|-------------|------|------|
| 県民    | 26.5 | <b>47.6</b> | 7.8  | 18.1 |
| 企業    | 16.7 | <b>50.0</b> | 19.0 | 14.3 |
| 市町村   | 4.2  | <b>88.7</b> | 1.4  | 5.6  |
| 市町村議会 | 7.1  | <b>80.0</b> | 7.1  | 5.7  |

(5) 森林税を継続した場合に新たに税を活用すべき取組

- ・ 県民と企業では、「幅広い森林整備」の回答が最多であり、次いで「身近な森や緑の整備」、「公共施設等の木質化や木育活動」という回答となった。

- 市町村と市町村議会では、「観光地等の景観整備」、「木材利用のための間伐」、「災害防止のための計画的な間伐」の回答が多かった。

| 区分    | 1位                      | 2位                  | 3位                      | 4位                   | 5位                                     |
|-------|-------------------------|---------------------|-------------------------|----------------------|--|
| 県民    | 幅広い森林整備<br>69.0%        | 身近な森や緑の整備<br>39.7%  | 公共施設等の木質化や木育活動<br>32.8% | 地域の木材の活用<br>30.6%    | 観光地等の景観整備<br>20.7%                     |
| 企業    | 幅広い森林整備<br>71.4%        | 身近な森や緑の整備<br>50.0%  | 公共施設等の木質化や木育活動<br>35.7% | 観光地等の景観整備<br>28.6%   | ・森林づくりの計画策定<br>・木材の利用促進<br>26.2%       |
| 市町村   | 観光地等の景観整備<br>62.0%      | 木材利用のための間伐<br>53.5% | 災害防止のための計画的な間伐<br>50.7% | 身近な森や緑の整備<br>28.2%   | 公共施設等の木質化や木育活動<br>26.8%                |
| 市町村議会 | 災害防止のための計画的な間伐<br>57.1% | 木材利用のための間伐<br>50.0% | 観光地等の景観整備<br>35.7%      | 地域で行う森林の利活用<br>32.9% | ・公共施設等の木質化や木育活動<br>・身近な森や緑の整備<br>31.4% |

### (6) 森林税を継続した場合の森林づくり推進支援金の予算額

- 市町村、市町村議会とも、「現行と同じ税収の2割程度」の回答が最多であった。

(単位: %)

| 区分    | 現行と同じ税収の2割程度 | 現行を超える割合 |      |        |      | その他  |
|-------|--------------|----------|------|--------|------|------|
|       |              | 3割程度     | 4割程度 | 5割程度以上 | 計    |      |
| 市町村   | 42.3         | 21.1     | 11.3 | 11.3   | 43.7 | 14.1 |
| 市町村議会 | 40.0         | 21.4     | 11.4 | 12.9   | 45.7 | 14.3 |

### (7) 森林税の認知度

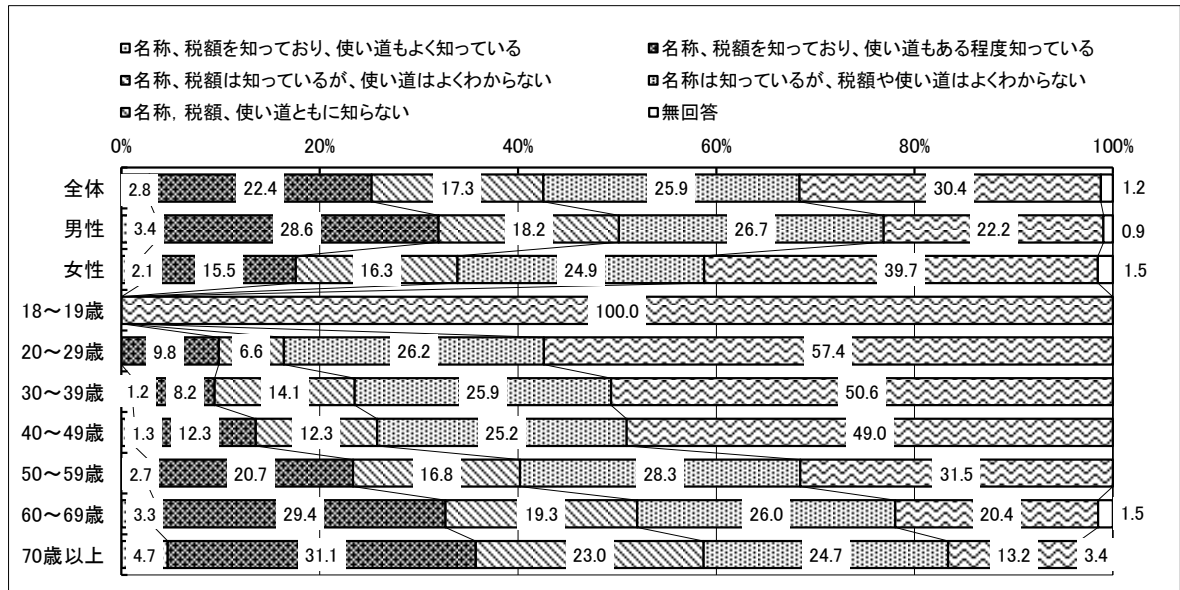
- 「名称、税額、使い道を知っている」は全体の25.2%であった。
- 名称は知っているという回答は全体の68.4%で、前回に比べ7.4ポイント減少した。
- 使い道はよくわからないという回答は全体の73.5%で、前回に比べ7.4ポイント増加した。

| 区分                        | 回答数 | 割合(%) |
|---------------------------|-----|-------|
| 名称、税額を知っており、使い道もよく知っている   | 28  | 2.8   |
| 名称、税額を知っており、使い道もある程度知っている | 223 | 22.4  |
| 名称、税額は知っているが、使い道はよくわからない  | 172 | 17.3  |
| 名称は知っているが、税額や使い道はよくわからない  | 258 | 25.9  |
| 名称、税額、使い道ともに知らない          | 302 | 30.3  |
| 無回答                       | 13  | 1.3   |
| 計                         | 996 | 100.0 |

} 名称は知っている  
 68.4%(前回 75.8%)  
 } 使い道はよく分からない  
 73.5%(前回 66.1%)

- 50歳を超える方々と、40代以下の方々に明らかな差が見受けられ、若い世代の認知度が低い状況。

(名称、税額、使い道ともに知らない 40代以下：50.8%、50代以上：20.9%)





# 「長野県森林づくり県民税(森林税)」の取組



## 1 森林税導入によるこれまでの取組

長野県は県土の約8割を森林が占める森林県です。民有林(国有林を除く森林)の約5割は戦後植えられた人工林で、健全な森林を育成するための喫緊の課題である「間伐」を実施すべき森林が251,400ha(平成17年度当時)存在し、これまで間伐を重点的に推進してきました。

一方、長野県の森林は零細な個人有林が多く(農業センサス2010)、その大部分が集落周辺の身近な森林である「里山」に分散的に存在しているため、過疎化や世代交代等による所有者の不在村化、境界の不明瞭といった問題によって、整備が進みにくい状況になっています。

平成18年には、手入れが行き届いていない里山の山腹崩壊により甚大な災害が発生し、私たちの安全・安心な暮らしを守るために、身近な里山の手入れの必要性が指摘されました。

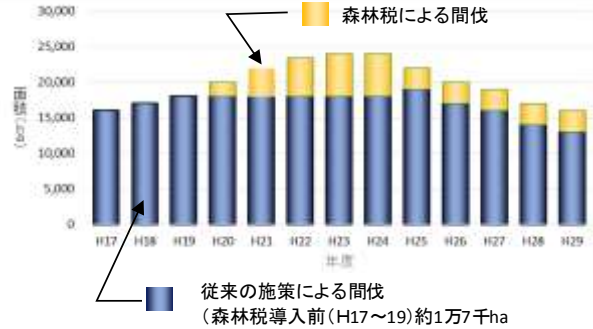


平成18年に発生した災害

こうしたことを背景に、平成20年度から森林税を導入し、従来の施策では整備が進みにくかった里山(68,000ha)について、森林所有者の負担を軽減する新たな方法で間伐を進めています。

※農業センサスによる林家: 1ha以上を保有する世帯

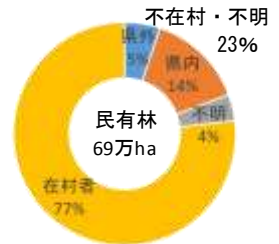
【間伐計画】



【間伐対象面積】



【不在村森林所有者の状況】



【農業センサス2010による林家数※】

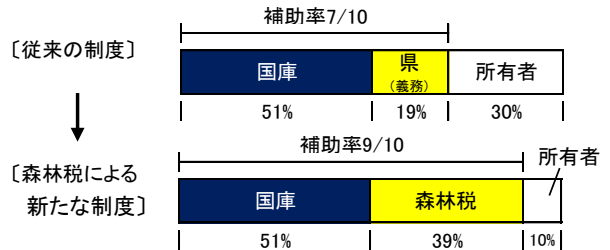
保有山林5ha以下の林家数

- 25,492戸 (全国4位)

保有山林5ha以下の林家が保有する森林の割合

- 全国27%
- 長野県37%

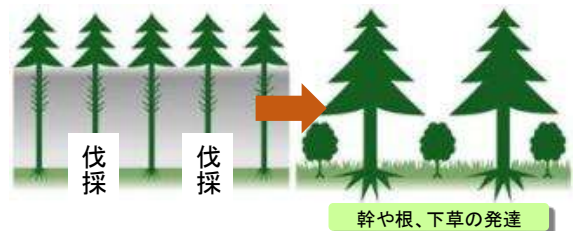
【森林整備のための補助制度】



注) 国庫補助の対象とならない場合は9/10全額を森林税で対応

## 2 間伐とは？

間伐とは、混み合って暗くなった森林の一部を繰り返し間引く伐採をして、森林の中に光を入れて残した木の幹や根を成長させ、下草などを発達させる作業のことです。これにより、根や幹が発達した災害に強い森林になり、森林の大切な役割が十分に発揮されます。



【間伐を実施していない森林】



【適正な間伐を実施した森林】

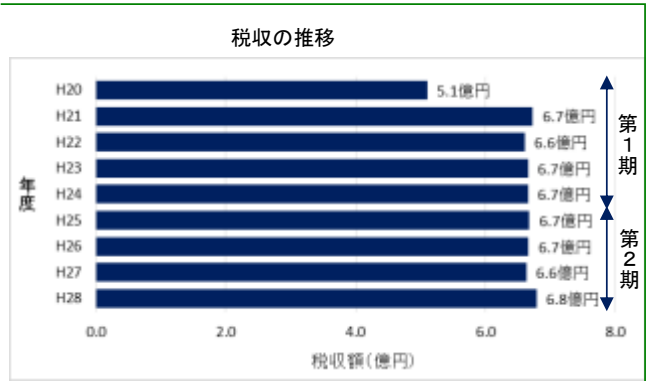


### 3 森林税の仕組み

森林税は、県内にお住まいの方などに、平成20年度から平成29年度までの10年間、毎年、個人500円/年、法人均等割額の5%相当額を納めていただいています。

森林税は、「長野県森林づくり県民税基金」に積み立てられ、森林づくりに活用されるよう、適切に管理されています。

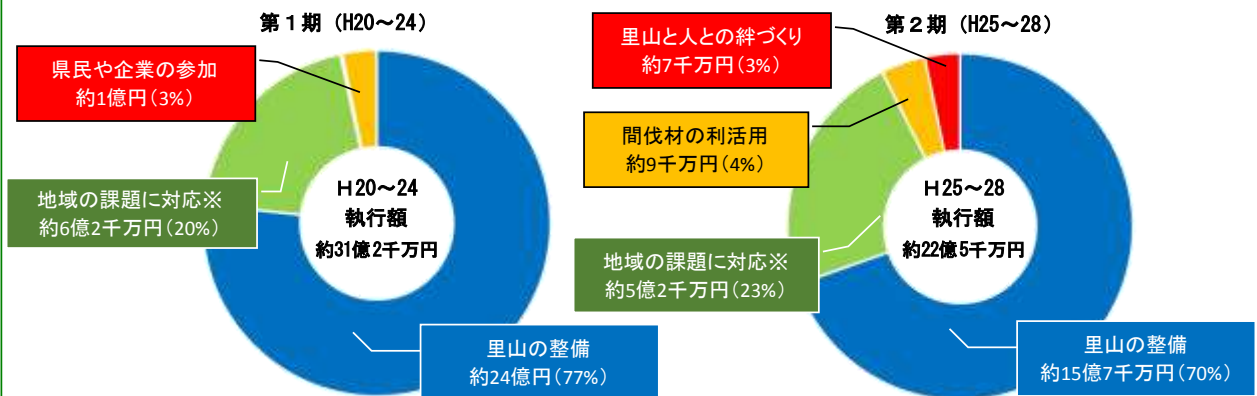
なお、森林税は5年間で1期とし、平成20年度から24年度までを第1期、平成25年度から29年度までを第2期としています。



### 4 森林税の使い道(第1期、第2期)

森林税は、手入れの遅れた里山の整備を中心に、森林づくりに活用しています。

第2期への移行時に「間伐材の利活用」に用途を拡大し、森林資源を活用して地域が持続的な活動へと発展する取組への支援を行っています。



※森林づくり推進支援金(市町村が地域の課題に応じて行うきめ細やかな森林づくりの取組)



## 森林税の成果と課題(第1期・第2期)

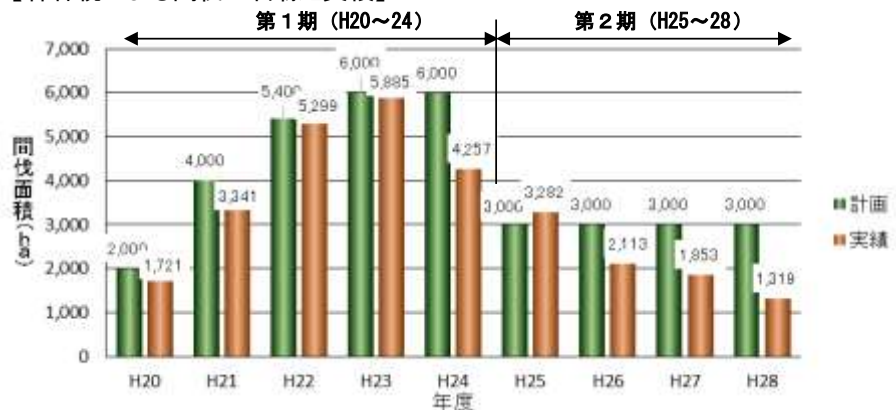


### 1 里山等の森林づくりの推進

●平成20~28年度に、手入れの遅れている里山の間伐を29,070ヘクタール行っています。



【森林税による間伐の目標と実績】



| 年度 | H20   | H21   | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   | 計      |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 計画 | 2,000 | 4,000 | 5,400 | 6,000 | 6,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 38,400 |
| 実績 | 1,721 | 3,341 | 5,299 | 5,885 | 4,257 | 3,282 | 2,113 | 1,853 | 1,319 |       | 29,070 |

●地域が主体的に行う里山の整備計画の樹立や所有者の同意取得の取組が進んでいます。



●景観整備や松くい虫対策などの地域特有の課題に応じた市町村の取組が進みました。



●市町村が水源林等の公的管理を行う場合の林地の取得が行われています。



これまで整備の進みにくかった里山の間伐が着実に進んでいる一方で、残された里山は、より零細で分散的になり、所有者の同意取得や境界の確認に時間を要し、目標どおりに進行していないことが課題になっています。この結果、納めていただいた森林税が基金として残されています。

今後、市町村や地域住民の方の参加を得て、整備が必要な場所を効率的に整備していくことが求められています。

#### 税収と支出額

| 区分    | 金額     | 備考     |
|-------|--------|--------|
| 税収等総額 | 58.7億円 | H20~28 |
| 支出総額  | 53.8億円 | //     |
| 残額    | 4.9億円  | H28年度末 |

## 2 間伐材の利活用等による継続的な森林づくりの推進

●伐採された里山の間伐材の搬出や資源の有効利用を図るための先進的な取組が始まっています。



●間伐を進める技術者や総合的な視野で森林・林業を指揮できる人材を育成しています。



#### 森林税での取組事例

##### 【主な実績】

| 区分               | 実績                              |
|------------------|---------------------------------|
| 間伐材の搬出           | 7,289m <sup>3</sup><br>(H25~28) |
| 信州の木を活用したモデル的な取組 | 36地区<br>(H20~28)                |
| 間伐を進める技術者集団の育成   | 23団体<br>(H28年度末)                |
| 森林・林業を指揮できる人材    | 30名<br>(H28年度末)                 |

森林税による取組を通じて、学校の机や椅子、商店街のベンチ等への間伐材の利用や、地域の森林・林業を支える人材が育ち、間伐材の搬出・利用の取組が始まっています。

一方で、森林税を活用した間伐材の搬出材は、目標（H28年度末：14,000m<sup>3</sup>）に対し、7,289m<sup>3</sup>となっているため、今後は、さらに間伐材の搬出を進めていくための人材育成や環境整備、間伐材の利活用を進め、県民に身近に感じてもらう取組が求められています。

## 3 里山と人との絆づくりを進める取組の推進

●企業等の社会貢献活動による森林づくりや、子供たちへの「木育」活動を支援しています。



●里山資源を活用できる地域リーダーを育成しています。



#### 森林税での取組事例

##### 【主な実績】

| 区分              | 実績                |
|-----------------|-------------------|
| 企業の森林づくり（森林の里親） | 126件<br>(H28年度末)  |
| 木育活動実施市町村       | 72市町村<br>(H28年度末) |
| 里山整備リーダーの育成     | 16地区<br>(H28新規)   |

上記のほか、森林税に関する広報活動や森林税の効果を検証するための県民会議を開催しています。

森林税による取組を通じて、多様な方々が参加する里山の整備や里山資源を活用した取組が始まっています。

今後は、里山と人との関係を再生し、地域が自立的かつ持続的に里山を利用しながら育てていく体制づくりを進めていくことが求められています。



## これまでの検討のポイント



森林税は、平成29年度に第2期の満期を迎えるため、みんなで支える森林づくり県民会議や長野県地方税制研究会等において、森林税の効果の検証や今後のあり方などの議論が行われているとともに、市町村から森林税に関してご意見をいただいています。

主なご意見、森林税を取り巻く状況等について紹介します。

### みんなで支える森林づくり県民会議・地域会議

- 今後、整備が必要な森林について、全体像を分かりやすく説明することが必要であり、整備箇所を県民に分かるように可視化していくべき。
- 森林所有者の不在村化や世代交代等によって、整備を進めることが困難な地域が残っているため、今後は地域全体で意識を統一し、地域全体で管理していく必要がある。
- 伐採の技術を持った多様な主体や担い手、関係者のコーディネートができる人材を育成する必要がある。
- 身近で目に付く場所の整備、木育の取組を進めるなど、森林税を活用した取組が身近に感じられるようにすることが必要。

### 長野県地方税制研究会

- 森林税導入の前後で予算額を含めてどう変わったのか。本当に予算が足りなかったのか。
- 森林税を活用した10年間の総括、成果がどうなっているか。間伐面積の目標を達成できていない理由は何か。
- 国庫補助金の義務負担に相当する部分に森林税を充てていたことに対し、説明が不足している。
- 多額の基金残が見込まれるが、今後、どのように取り扱っていくつもりなのか。
- 第2期への継続の際、一番大きな課題として「搬出間伐への支援強化」を指摘したが、その取組はどうであったか。

### 市町村からのご意見

- 従来の施策で対象にならない森林づくりに関連する取組など、地域の課題に応じた柔軟かつ効果的な活用方策を検討して欲しい。
- 市町村の森林づくりを進めるために必要である。



## その他森林税を巡る動向



現在、国において森林環境税（仮称）創設に向けた動きが見られます。

平成28年6月2日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016（骨太方針）」では、「市町村が主体となった森林・林業施策を推進するために必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。」とされています。

具体的な用途や税額などの詳細は、国において検討が行われている状況です。

また、大北森林組合等による補助金不適正受給事案では、一部の事業に森林税（平成20年度から25年度で約2億2千5百万円）を財源としていました。県では大北森林組合等に対し、可能な限り補助金返還請求を行うとともに、再発防止に向けた職員の意識改革、森林整備事業の運用改善などの取組を行っています。

以上のような状況を踏まえ、これからの里山の整備の方向性を検討しています。

今後、森林税に関するこれまでの取組や課題とあわせて、県民説明会や県のホームページ等を通じて検討結果を紹介させていただきたいと考えています。

【お問い合わせ】 長野県林務部森林政策課 企画係  
〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2  
TEL：026-235-7261、FAX026-234-0330、E-mail:rinsei@pref.nagano.lg.jp

# 未整備の里山における今後の整備の進め方（面積の試算）

## 未整備の里山に係る山腹崩壊危険度及び森林の混み具合から見た区分

喫緊の課題を抱える里山の森林

68千ha

第2期末時点で未整備

約36千ha

※端数切捨てで試算

第2期末時点で未整備となる里山について、山腹崩壊危険度（a～cランク）と保全対象からの距離（50m以内、50m超え200m以内、200m超え）により、「①緊急的な整備森林」、「②防災・減災重視」、「③多面的利用重視」に分類。このうち②及び③の森林について、森林の混み具合から最終的な整備必要面積を試算。

| 保全対象からの距離<br>山腹崩壊危険度※ |       | 概ね50m以内 |      |      | 概ね50m超え<br>200m以内 |      |      | 概ね200m超え |      |      |
|-----------------------|-------|---------|------|------|-------------------|------|------|----------|------|------|
|                       |       | ①       | ②    | ③    | ①                 | ②    | ③    | ①        | ②    | ③    |
| ランクa                  | 10千ha | 5千ha    | 4千ha | 1千ha | 7千ha              | 2千ha | 3千ha | 11千ha    | 1千ha | 1千ha |
| ランクb                  | 12千ha | 7千ha    | 2千ha | 3千ha | 11千ha             | 1千ha | 1千ha | 1千ha     | 1千ha | 1千ha |
| ランクc                  | 13千ha | 11千ha   | 1千ha | 1千ha | 1千ha              | 1千ha | 1千ha | 1千ha     | 1千ha | 1千ha |

※傾斜や地形、地質等を数値化して崩壊危険度をランク分け

【考え方】

①緊急的な整備森林

危険度aで50m以内  
= 5千ha

（公的に管理する森林(保安林)として、県主体の治山事業による整備を検討するが、保安林の指定が適さない場合は森林税の対象にもなる）

②防災・減災重視 → 森林税

危険度aで50～200m以内  
+危険度bで200m以内  
= 計13千ha

③多面的利用重視 → 森林税

危険度a+bで200m超え  
+危険度cの区域全て  
= 計17千ha

②防災・減災重視 計13千ha

③多面的利用重視 計17千ha

| 区分              | 面積    |
|-----------------|-------|
| 混み合っており緊急な整備が必要 | 9千ha  |
| 混み合っており、当面は整備不要 | 4千ha  |
| 計               | 13千ha |

樹木の混み具合による内訳

防災・減災の観点での整備を検討

| 区分              | 面積    |
|-----------------|-------|
| 混み合っており緊急な整備が必要 | 15千ha |
| 混み合っており、当面は整備不要 | 2千ha  |
| 計               | 17千ha |

県民協働の観点での整備を検討（管理空洞化対策）

【間伐の必要性】 森林は、樹木の根が張り巡らされることで土砂の崩壊を防止しており、木々の間隔をあける「間伐」によって根の発達を促進され、災害に強い森林になる。

## 森林税を継続した場合の森林整備(間伐)の目標面積(案)

【論点】

- ・ 防災・減災重視の森林は、地域住民の安全・安心を考慮し、優先的に整備が必要な箇所の間伐を実施すべきではないか。
- ・ 多面的利用重視の森林は、地域住民や森林所有者の主体的な意思を確認しつつ、着実に実行できる範囲で進めていくべきではないか。

### 【防災・減災のための森林整備面積の目安】

o主に減災重視の森林 1.3千ha

→ 当面整備が必要な森林 9千ha

→ 整備が実行可能な森林面積の試算

※所有者不明森林や不在村所有森林は整備に向けた所有者の合意を得ることが困難なため、整備実行可能な面積から除外

(整備必要森林面積)×(在村所有面積割合)

= 9,000ha×80% = 7,200 ha

※実際には在村所有森林であっても、隣接森林との境界確定が困難等の理由により同意を得られない森林は存在することから、

7,200ha×80% → 5,760ha としたい。

整備対象面積： 約5,700ha

### 【防災・減災のための森林整備面積の目安】

o目標=5,700ha・・・①

間伐目標面積

①+② = 5,700ha + 1,500～2,250ha  
= 7,200～7,950ha

整備・利用箇所については、県から提示された整備優先箇所を踏まえ、市町村や地域の意向によりあらかじめ特定する。

### 【多面的利用のための森林整備面積の目安】

o地区数

- ・ 対象区域を小学校区単位と想定。
- ・ 森林が身近にあり、住民参加の森林整備の機運がある地区は150地区（森林整備への理解を深めるために緑の少年団が結成され、活動が行われている地区数）

o地域住民や森林所有者の主体的な意思を確認しつつ、着実に進められる面積の試算

※地域活動として過去に整備が行われた事例の聞き取り

結果より（担い手：地域のNPOや個人事業主等）

- 1地域につき10～15haの整備を想定

地区目標：150地区  
整備面積：1,500～2,250ha

### 【多面的利用のための森林整備面積の目安】

o目標=1,500～2,250ha

地域活動が徐々に広がることを想定し、整備目標は段階的に引き上げることを検討

## 里山整備のための推進策（事業要件の見直し）

### これまでの取組

- これまでは、喫緊の課題を抱える里山の森林において、集約化事業を組み合わせながら、事業地を大きく取りまとめて効率的に整備ができる場所を優先して事業を実施してきており、未整備で残っている場所はより零細で困難な森林となっている。
- 里山整備に係る事業は、短期間で効果の発現を期待して、大きくまとめること等を条件にしてきた。

### 今後の方向性

#### 論点

- 小規模分散的な森林の整備を進めるとともに、NPOや小規模事業者など多様な担い手の参画による防災・減災のための森林整備、多面的利用のための森林整備を進めるために、事業要件を改善してはどうか。

#### 現状

##### 【里山整備事業】

- 1箇所当たりの間伐面積 1ha以上

##### 【里山集約化事業】

- 1事業地当たりの集約化面積 10ha以上

#### 改善の方向性

##### 【里山整備事業】

- 1箇所当たりの間伐面積 0.1ha以上

##### 【境界明確化等条件整備事業】

- 1箇所当たりの面積要件なし

## 里山整備のための推進策（搬出間伐の推進）

### これまでの取組

- これまでの間伐は、「切捨て間伐」に限定しており、間伐材を有効活用するために山から持ち出す支援を別立てで選択できるにとどまっていた。
- また、搬出に必要な作業路等の基盤整備への支援がないこともあり、取組が進まなかった。

### 今後の方向性

#### 論点

- これまでの切捨て間伐箇所での有効利用という発想ではなく、本格的な搬出間伐について補助対象にするなど、間伐材の搬出・利用の取組をより一層推進すべきではないか。

#### 現状

##### 【税事業による間伐材の搬出実績（m<sup>3</sup>）】

| 年度 | 25    | 26    | 27    | 28    | 29    | 計      |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 計画 | 2,000 | 3,000 | 4,000 | 5,000 | 6,000 | 20,000 |
| 実績 | 1,225 | 2,152 | 2,442 | 1,470 |       | 7,289  |

##### 【支援施策】

森林税活用事業による間伐事業地（切捨て間伐）において、間伐材の有効利用を図るため、切捨てられた間伐材の搬出を行う場合、3,500円/m<sup>3</sup>を助成

#### 改善の方向性

##### 【里山整備事業】

間伐作業と木材の搬出作業を一体的に行う「搬出間伐（作業路整備を含む）」への支援を追加するとともに、自立的な里山活動を行う意欲的な地域には、遊歩道整備や機材導入に必要な経費を支援する。

（搬出作業を前提とした間伐を同一事業者が行うことで、効率的な実施が可能となり、搬出間伐への意欲をより一層喚起）

## 国庫補助事業への森林税の活用

### 造林費に対する交付税措置額と事業量の比較について

- 本県の造林費に係る交付税措置額を独自に試算した結果、造林費の交付税措置額を上回る事業量を実施している。
- 具体的には、森林税の導入期間（H20～H28）における決算額の平均が754百万円であるのに対し、造林費に係る交付税措置額は534百万円であり、一般財源不足額が△220百万円生じている状況。

#### 【試算結果】

(単位：百万円)

| 区 分                    |     | 森林税第1期 |      |       |       |       | 森林税第2期 |       |       |       | 森林税導入<br>期間平均<br>(H20～28) |       |
|------------------------|-----|--------|------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|---------------------------|-------|
|                        |     | H19    | H20  | H21   | H22   | H23   | H24    | H25   | H26   | H27   |                           | H28   |
| 造林費に係る<br>交付税措置額       | A   | 620    | 531  | 559   | 533   | 578   | 594    | 572   | 477   | 494   | 467                       | 534   |
| 造林費決算額<br>(一般財源)       | B   | 950    | 575  | 972   | 853   | 678   | 821    | 692   | 753   | 757   | 687                       | 754   |
| 差 引 額<br>(一般財源不足<br>額) | A-B | △ 330  | △ 44 | △ 413 | △ 320 | △ 100 | △ 227  | △ 120 | △ 276 | △ 263 | △ 220                     | △ 220 |

注) 上記には森林税を活用した事業は含まない。

## 国庫活用事業と税単独事業の割合

- 第1期は、国庫補助事業を中心とした事業展開を実施。
- 第2期は、国庫補助の面積要件等に合致しないことからウエイトが減り、徐々に税単独事業にシフト。

### 里山整備事業の面積と事業費

単位 面積:ha、事業費:百万円

| 区 分   |         | 第1期(H20～24)   |       |       | 第2期(H25～29) |       |      |     |
|-------|---------|---------------|-------|-------|-------------|-------|------|-----|
|       |         | 5カ年           | 年平均   |       | 5カ年         | 年平均   |      |     |
| 面 積   | 国庫活用事業  | 17,757        | 3,551 | 87%   | 8,197       | 1,639 | 70%  |     |
|       | 税単独事業   | 2,746         | 549   | 13%   | 3,510       | 702   | 30%  |     |
|       | 計       | 20,503        | 4,101 | 100%  | 11,707      | 2,341 | 100% |     |
| 事 業 費 | 国庫活用事業  | 4,334         | 867   | 92%   | 2,427       | 485   | 72%  |     |
|       | 内 訳     | 国庫 ①          | 2,479 | 496   | 53%         | 1,409 | 282  | 42% |
|       |         | 県(義務嵩上げ相当分) ② | 904   | 181   | 19%         | 496   | 99   | 15% |
|       |         | 県(任意嵩上げ相当分) ③ | 951   | 190   | 20%         | 522   | 104  | 16% |
|       | 税単独事業 ④ | 353           | 71    | 8%    | 937         | 187   | 28%  |     |
| 計     | 4,687   | 937           | 100%  | 3,364 | 673         | 100%  |      |     |

# 森林づくりのための財源の状況

## 1 森林づくり関連施策の特定の財源

間伐等の森林整備の財源は、従来から、可能な限り国庫補助制度を最大限活用し、適正な整備を推進することを基本としつつ、里山における森林整備については、既存の制度や限られた財源のみでは必要な整備が推進できない状況であったことから、超過課税も活用しながら推進してきた。

### 【林務部当初予算の推移】

単位：百万円

| 区分        | H18    | H19    | H20    | H21    | H22    | H23    | H24    | H25    | H26    | H27    | H28    | H29    |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 一般行政費     | 4,530  | 4,644  | 5,683  | 5,470  | 7,881  | 7,103  | 5,945  | 7,549  | 8,850  | 6,219  | 6,530  | 6,316  |
| 公共事業費     | 9,438  | 10,222 | 10,523 | 10,181 | 9,701  | 9,567  | 10,390 | 8,948  | 9,428  | 10,825 | 9,198  | 8,400  |
| 県単事業費     | 143    | 252    | 285    | 301    | 318    | 423    | 398    | 656    | 522    | 462    | 462    | 642    |
| 災害復旧費     | 412    | 1,274  | 1,211  | 1,038  | 536    | 598    | 542    | 322    | 310    | 289    | 247    | 204    |
| 直轄治山事業負担金 | 478    | 478    | 478    | 462    | 391    | 305    | 288    | 343    | 418    | 431    | 476    | 486    |
| 計         | 15,001 | 16,870 | 18,180 | 17,452 | 18,828 | 17,996 | 17,563 | 17,818 | 19,530 | 18,226 | 16,913 | 16,048 |

### 【財源内訳】

単位：百万円

| 区分       | H18    | H19    | H20    | H21    | H22    | H23    | H24    | H25    | H26    | H27    | H28    | H29    |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特定財源     | 7,134  | 8,599  | 9,537  | 8,359  | 10,101 | 9,310  | 8,796  | 9,242  | 10,727 | 8,711  | 7,766  | 7,345  |
| 国庫       | 6,282  | 7,727  | 8,165  | 7,484  | 7,349  | 6,740  | 5,935  | 5,348  | 6,099  | 7,663  | 6,288  | 6,114  |
| 森林整備基金   | 30     | 0      | 525    | 19     | 19     | 19     | 17     | 17     | 17     | 12     | 11     | 11     |
| 加速化基金    | 0      | 28     | 0      | 0      | 1,540  | 1,206  | 1,762  | 2,842  | 3,444  | 0      | 437    | 145    |
| 地域活動支援基金 | 140    | 143    | 123    | 94     | 93     | 76     | 76     | 73     | 73     | 59     | 39     | 42     |
| その他      | 682    | 702    | 724    | 763    | 1,100  | 1,270  | 1,007  | 962    | 1,093  | 977    | 991    | 1,033  |
| 一般財源     | 7,867  | 8,271  | 8,278  | 8,495  | 8,180  | 8,032  | 8,112  | 7,938  | 8,160  | 8,856  | 8,593  | 8,040  |
| 県債       | 3,489  | 3,909  | 3,934  | 3,759  | 3,297  | 3,353  | 3,181  | 3,304  | 3,261  | 3,534  | 3,023  | 2,683  |
| 狩猟税      | 90     | 82     | 74     | 72     | 68     | 74     | 72     | 66     | 61     | 33     | 19     | 22     |
| 純一財      | 4,288  | 4,280  | 4,271  | 4,664  | 4,814  | 4,604  | 4,859  | 4,568  | 4,837  | 5,289  | 5,551  | 5,335  |
| 森林税基金    | 0      | 0      | 365    | 598    | 547    | 654    | 655    | 638    | 643    | 659    | 554    | 663    |
| 計        | 15,001 | 16,870 | 18,180 | 17,452 | 18,828 | 17,996 | 17,563 | 17,818 | 19,530 | 18,226 | 16,913 | 16,048 |

※平成20年度から森林税を導入し、それまで整備が困難であった里山の森林整備を推進

### グラフ：主な財源の推移

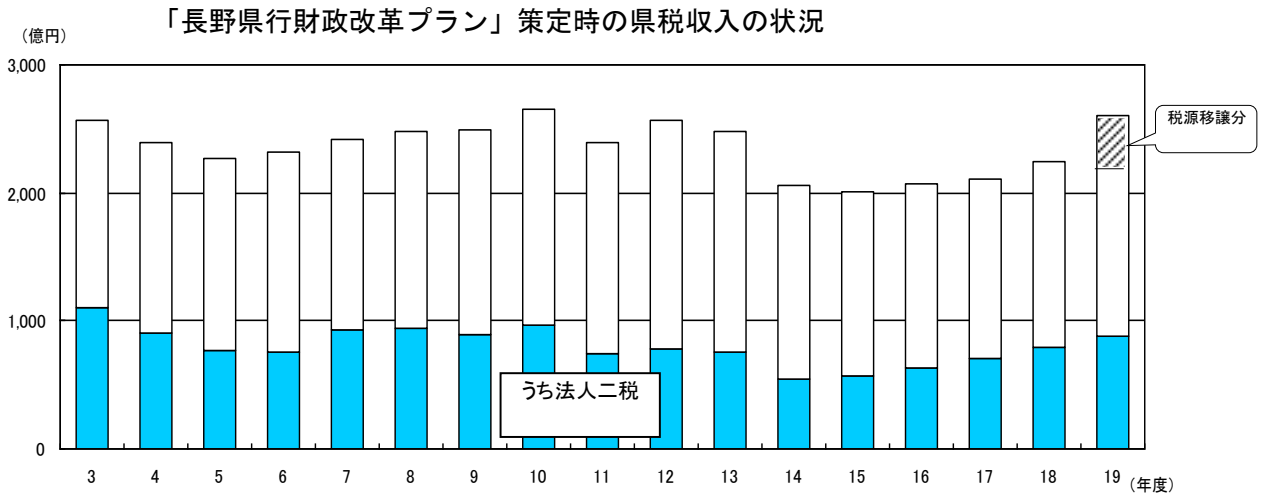


※特定財源（国庫補助金、各種基金繰入金、その他（貸付金返還金等））

## 2 一般財源の状況（これまでの財政改革の取組と県財政の状況）

森林税導入（平成20年4月～）の1年前となる平成19年3月、県は「長野県行財政改革プラン」（推進期間：平成19年度～23年度）を策定した。

当時の本県の財政状況は、歳入面では、景気の回復により県税収入が増加傾向にあるものの本格的な回復には至っておらず、また、地方交付税（臨時財政対策債を含む。）も毎年度削減されていることから、一般財源の確保が厳しい状況が続いていた。一方、歳出面においても社会資本整備のために借り入れた借金の返済である公債費や人件費などの義務費の割合が高く、硬直的な財政構造が続くと見込まれた。

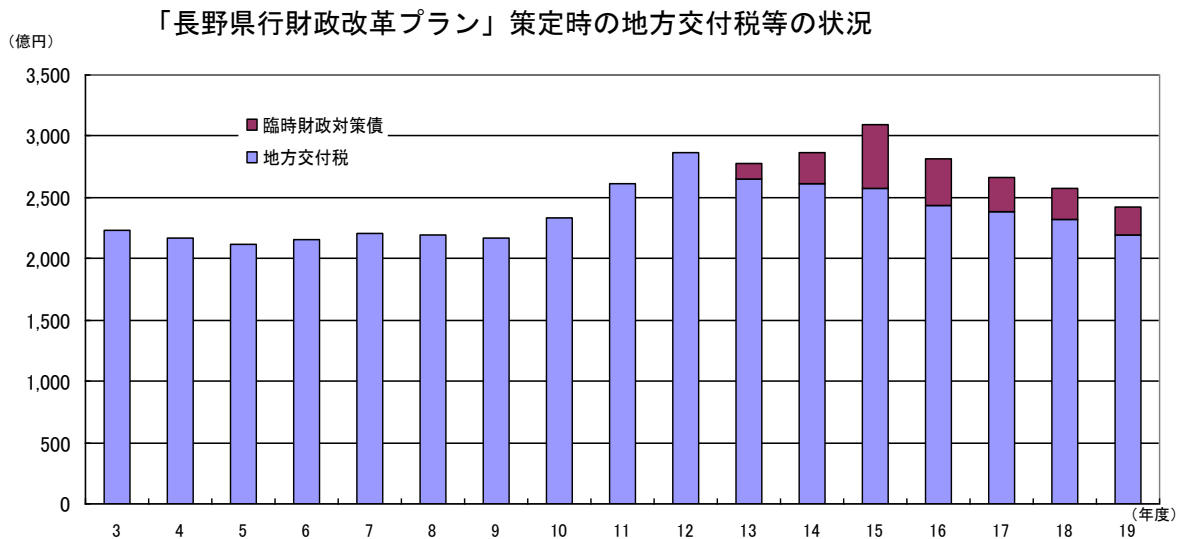


\* 法人二税…法人事業税、法人県民税

（単位：億円）

| 年度     | 3     | 4     | 5     | 6     | 7     | 8     | 9     | 10    | 11    | 12    | 13    | 14    | 15    | 16    | 17    | 18    | 19    |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 県税収入   | 2,564 | 2,393 | 2,266 | 2,314 | 2,422 | 2,482 | 2,492 | 2,647 | 2,388 | 2,560 | 2,480 | 2,053 | 2,012 | 2,065 | 2,111 | 2,240 | 2,601 |
| うち法人二税 | 1,105 | 911   | 772   | 756   | 835   | 938   | 895   | 967   | 747   | 782   | 762   | 540   | 570   | 635   | 701   | 799   | 874   |

※H3～17年度：決算額 H18・19年度：見込額 H19年度には、国からの税源移譲分290億円を含む。〈億円未満四捨五入〉



（単位：億円）

| 年度      | 3     | 4     | 5     | 6     | 7     | 8     | 9     | 10    | 11    | 12    | 13    | 14    | 15    | 16    | 17    | 18    | 19    |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 地方交付税   | 2,226 | 2,173 | 2,116 | 2,160 | 2,201 | 2,199 | 2,174 | 2,327 | 2,614 | 2,865 | 2,654 | 2,609 | 2,569 | 2,440 | 2,381 | 2,319 | 2,193 |
| 臨時財政対策債 |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 125   | 263   | 528   | 370   | 283   | 254   | 229   |
| 合計      | 2,226 | 2,173 | 2,116 | 2,160 | 2,201 | 2,199 | 2,174 | 2,327 | 2,614 | 2,865 | 2,779 | 2,872 | 3,097 | 2,810 | 2,664 | 2,573 | 2,422 |

※H3～17年度：決算額 H18・19年度：見込額 〈億円未満四捨五入〉



このため、「長野県行財政改革プラン」に沿って、歳入確保・歳出削減の取組を進めるとともに、平成23年3月には、「長野県行財政改革プラン」の後継となる「長野県行政・財政改革方針」（推進期間：平成24年度～28年度）を定め、持続可能な財政構造の構築を図ってきた。ネーミングライツの導入、未利用資産の売却などによる歳入確保に加え、職員数の削減（H18：29,486人→H28：26,691人、△2,795人）、徹底した事務事業の見直しや効率的な予算執行等による歳出削減を行い、平成19年度から28年度の10年間で、2,500億円を超える成果を上げることができた。

しかしながら、今後の県財政の見通しを試算すれば、人件費は減少するものの、高齢化の進展によりそれを上回る規模で社会保障関係費が増加する結果、財源不足額が拡大することが見込まれることから、県民目線で行政改革を推進するための検討の場を設置すること等も視野に入れつつ、「長野県行政経営方針」に沿って、引き続き財政改革を行っていくが、現時点において、森林づくりのために追加的に一般財源を充当することは困難な状況である。

### 本県の行財政改革の取組成果（直近：10年間）

（単位：億円）

|    |           | 行財政改革プラン<br>(H19～H23)① | 行政財政改革方針<br>(H24～H28) | 合計<br>(①+②) | 主な内容                                   |
|----|-----------|------------------------|-----------------------|-------------|--|
| 歳入 | 新たな歳入確保   | 1.8                    | 7.1                   | 8.9         | ネーミングライツ(2.4)、広告収入等                    |
|    | 県税収入の確保   | 77.7                   | 127.9                 | 205.6       | 森林税(58.4)などの超過課税等                      |
|    | 受益者負担の適正化 | 24.9                   | 2.5                   | 27.4        | 使用料・手数料の見直し等                           |
|    | 県有財産の有効活用 | 31.8                   | 64.9                  | 96.7        | 未利用資産売却(66.4)、基金運用見直し等                 |
|    | 臨時的財源の活用  | 240.8                  | 6.7                   | 247.5       | 基金、特会内部留保資金の活用等                        |
|    | 小計        | 377.0                  | 209.2                 | 586.2       | —                                      |
| 歳出 | 事業見直し     | 285.2                  | 120.7                 | 405.9       | 事業見直し、内部管理経費縮減等                        |
|    | 人件費の縮減    | 561.7                  | 205.6                 | 767.3       | 職員数の削減等<br>(H18 29,486人 → H28 26,691人) |
|    | 公債費の縮減    | 14.2                   | 8.8                   | 23.0        | 繰上償還による支払金利軽減等                         |
|    | 効率的な予算執行  | 464.2                  | 266.7                 | 730.9       | 経費の徹底した節減等                             |
|    | 小計        | 1,325.3                | 601.8                 | 1,927.1     | —                                      |
| 合計 | 1,702.3   | 811.0                  | 2,513.3               | —           |  |

## 本県の今後の財政見通し

(単位: 億円)

|                    | H29   | H30   | H31   | H32   | H33   | 試算の考え方   |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| 県 税                | 2,275 | 2,307 | 2,338 | 2,544 | 2,727 | ・主要税目、地方交付税等について、税制改正の影響を反映させるとともに、「中長期の経済財政に関する試算(H29.1内閣府)」の名目成長率等を参考に推計。<br>・消費税率はH31年10月から10%として試算 |
| 地方交付税等             | 3,150 | 3,138 | 3,131 | 3,116 | 3,051 |  |
| 県 債                | 1,051 | 1,021 | 1,037 | 1,053 | 997   |  |
| 臨時財政対策債            | 460   | 460   | 460   | 460   | 460   |  |
| その他                | 591   | 561   | 577   | 593   | 537   |  |
| その他                | 2,053 | 2,024 | 2,027 | 2,029 | 2,004 | 経済対策関連基金の終了等を反映  |
| 歳入合計 A             | 8,529 | 8,490 | 8,533 | 8,742 | 8,779 |  |
| 義務費                | 3,994 | 3,942 | 3,935 | 3,906 | 3,891 |  |
| 人件費                | 2,541 | 2,503 | 2,478 | 2,444 | 2,417 | 給与・退職手当等の所要額を推計  |
| 扶助費                | 156   | 158   | 161   | 164   | 166   | 実績等を勘案して推計   |
| 公債費                | 1,297 | 1,281 | 1,296 | 1,298 | 1,308 | 過去の借入分は償還計画により算定、今後の借入分は発行見込額により推計   |
| 投資的経費              | 1,394 | 1,344 | 1,367 | 1,388 | 1,312 |  |
| 補助・直轄              | 898   | 898   | 898   | 898   | 898   | H29当初と同額と仮定  |
| 単独                 | 461   | 411   | 434   | 455   | 379   | 県単独公共事業はH29当初と同額と仮定、長野県立大学(仮称)、県立武道館及び信濃美術館の建設費を反映   |
| 災害復旧               | 35    | 35    | 35    | 35    | 35    | H29当初と同額と仮定  |
| 社会保障関係費            | 966   | 999   | 1,036 | 1,073 | 1,109 | 実績等を勘案して推計   |
| 県税交付金等             | 814   | 827   | 846   | 1,028 | 1,139 | 税収に連動  |
| その他行政費             | 1,458 | 1,483 | 1,482 | 1,476 | 1,476 | 長野県立大学(仮称)、県立武道館及び信濃美術館の運営費等を反映  |
| 歳出合計 B             | 8,626 | 8,595 | 8,666 | 8,871 | 8,927 |  |
| 差引 C=A-B           | ▲ 97  | ▲ 105 | ▲ 133 | ▲ 129 | ▲ 148 |  |
| 当該年度における効率的な予算執行 D | 40    | 40    | 40    | 40    | 40    | 業務改善や実施方法の見直しによる経費節減、契約差金等の不用額の不執行の徹底など  |
| 財源不足額 C+D          | ▲ 57  | ▲ 65  | ▲ 93  | ▲ 89  | ▲ 108 |  |
| 基金残高               | 534   | 469   | 376   | 287   | 179   |  |

# 大北森林組合等補助金不適正受給額に含まれた森林税の取扱いについて

## 1 補助金不適正受給額に含まれた森林税の内訳

(単位：千円)

| 事業者    | 不適正受給額  | 時効により請求できないもの |         |        |
|--------|---------|---------------|---------|--------|
|        |         | 返還請求額         | 返還済額    |        |
| 大北森林組合 | 208,221 | 66,728        | 141,494 | —*     |
| その他    | 17,073  | 4,109         | 12,965  | 12,965 |
| 計      | 225,295 | 70,836        | 154,459 | 12,965 |

(計は、四捨五入の関係上、加算値とは一致しない場合がある)

※大北森林組合に返還請求した総額 879,884 千円のうち、10,200 千円が返還されているが、現在のところ、森林税基金に返還金を積み立てていない。

## 2 森林税が財源となっていた大北森林組合の不適正受給額の内訳

(単位：千円)

|               | 不適正受給額  | 事業実施期間又は要件が不適合（何らかの森林整備等が行われている） | 未完了、重複申請、一部未施工、除地を含む申請等（森林整備等が行われていない） |
|---------------|---------|----------------------------------|--|
| 時効により請求できないもの | 66,728  | 36,214                           | 30,514                                 |
| 返還請求額         | 141,494 | 134,560                          | <b>6,934</b>                           |
| 計             | 208,221 | 170,774                          | 37,448                                 |

(計は、四捨五入の関係上、加算値とは一致しない場合がある)

## 森林整備等を目的とする都道府県の独自課税一覧

| No. | 都道府県名 | 人口(人)     | 民有林面積(ha) | 人口一人当たりの民有林面積(ha/人) | 導入時期    | 超過課税の税率及び税収額          |       | 課税期間 | H27税収額(決算額)(億円) | 民有林1ha当たりの税収額(円/ha) |
|-----|-------|-----------|-----------|---------------------|---------|-----------------------|-------|------|-----------------|---------------------|
|     |       |           |           |                     |         | 税率                    |       |      |                 |                     |
|     |       |           |           |                     |         | 個人                    | 法人    |      |                 |                     |
| 1   | 岩手県   | 1,284,000 | 783,957   | 0.61                | 平成18年4月 | 1,000円                | 10%   | 5    | 7.4             | 944                 |
| 2   | 宮城県   | 2,328,000 | 286,309   | 0.12                | 平成23年4月 | 1,200円                | 10%   | 5    | 16.4            | 5,728               |
| 3   | 秋田県   | 1,037,000 | 447,384   | 0.43                | 平成20年4月 | 800円                  | 8%    | -    | 4.6             | 1,028               |
| 4   | 山形県   | 1,131,000 | 314,941   | 0.28                | 平成19年4月 | 1,000円                | 10%   | -    | 6.6             | 2,096               |
| 5   | 福島県   | 1,935,000 | 566,916   | 0.29                | 平成18年4月 | 1,000円                | 10%   | 5    | 11.2            | 1,976               |
| 6   | 茨城県   | 2,919,000 | 141,901   | 0.05                | 平成20年4月 | 1,000円                | 10%   | 5    | 17.5            | 12,333              |
| 7   | 栃木県   | 1,980,000 | 221,138   | 0.11                | 平成20年4月 | 700円                  | 7%    | 10   | 8.4             | 3,799               |
| 8   | 群馬県   | 1,976,000 | 228,687   | 0.12                | 平成26年4月 | 700円                  | 7%    | 5    | 8.3             | 3,629               |
| 9   | 神奈川県  | 9,096,000 | 79,987    | 0.01                | 平成19年4月 | 均等割: 300円、所得割: 0.025% |       | 5    | 38.9            | 48,633              |
| 10  | 富山県   | 1,070,000 | 178,482   | 0.17                | 平成19年4月 | 500円                  | 5~10% | 5    | 3.7             | 2,073               |
| 11  | 石川県   | 1,156,000 | 251,678   | 0.22                | 平成19年4月 | 500円                  | 5%    | 5    | 3.7             | 1,470               |
| 12  | 山梨県   | 841,000   | 342,670   | 0.41                | 平成24年4月 | 500円                  | 5%    | -    | 2.7             | 788                 |
| 13  | 長野県   | 2,109,000 | 682,002   | 0.32                | 平成20年4月 | 500円                  | 5%    | 5    | 6.7             | 982                 |
| 14  | 岐阜県   | 2,041,000 | 681,173   | 0.33                | 平成24年4月 | 1,000円                | 10%   | 5    | 12              | 1,762               |
| 15  | 静岡県   | 3,705,000 | 402,004   | 0.11                | 平成18年4月 | 400円                  | 5%    | 5    | 9.8             | 2,438               |
| 16  | 愛知県   | 7,455,000 | 206,879   | 0.03                | 平成21年4月 | 500円                  | 5%    | 5    | 22.4            | 10,828              |
| 17  | 三重県   | 1,825,000 | 348,982   | 0.19                | 平成26年4月 | 1,000円                | 10%   | -    | 10.5            | 3,009               |
| 18  | 滋賀県   | 1,416,000 | 184,247   | 0.13                | 平成18年4月 | 800円                  | 11%   | -    | 7               | 3,799               |
| 19  | 京都府   | 2,610,000 | 334,285   | 0.13                | 平成28年4月 | 600円                  |       | 5    |                 |                     |
| 20  | 大阪府   | 8,836,000 | 55,107    | 0.01                | 平成28年4月 | 300円                  |       | 4    |                 |                     |
| 21  | 兵庫県   | 5,541,000 | 531,150   | 0.10                | 平成18年4月 | 800円                  | 10%   | 5    | 24.5            | 4,613               |
| 22  | 奈良県   | 1,376,000 | 270,371   | 0.20                | 平成18年4月 | 500円                  | 5%    | 5    | 3.7             | 1,368               |
| 23  | 和歌山県  | 971,000   | 344,971   | 0.36                | 平成19年4月 | 500円                  | 5%    | 5    | 2.7             | 783                 |
| 24  | 鳥取県   | 574,000   | 227,155   | 0.40                | 平成17年4月 | 500円                  | 5%    | 5    | 1.8             | 792                 |
| 25  | 島根県   | 697,000   | 493,233   | 0.71                | 平成17年4月 | 500円                  | 5%    | 5    | 2.1             | 426                 |
| 26  | 岡山県   | 1,924,000 | 445,766   | 0.23                | 平成16年4月 | 500円                  | 5%    | 5    | 5.5             | 1,234               |
| 27  | 広島県   | 2,833,000 | 563,162   | 0.20                | 平成19年4月 | 500円                  | 5%    | 5    | 8.4             | 1,492               |
| 28  | 山口県   | 1,408,000 | 424,901   | 0.30                | 平成17年4月 | 500円                  | 5%    | 5    | 4               | 941                 |
| 29  | 愛媛県   | 1,395,000 | 359,814   | 0.26                | 平成17年4月 | 700円                  | 7%    | 5    | 5.4             | 1,501               |
| 30  | 高知県   | 738,000   | 470,594   | 0.64                | 平成15年4月 | 500円                  | 500円  | 5    | 1.7             | 361                 |
| 31  | 福岡県   | 5,091,000 | 194,578   | 0.04                | 平成20年4月 | 500円                  | 5%    | -    | 13.7            | 7,041               |
| 32  | 佐賀県   | 835,000   | 94,577    | 0.11                | 平成20年4月 | 500円                  | 5%    | 5    | 2.4             | 2,538               |
| 33  | 長崎県   | 1,386,000 | 218,466   | 0.16                | 平成19年4月 | 500円                  | 5%    | 5    | 3.8             | 1,739               |
| 34  | 熊本県   | 1,794,000 | 398,908   | 0.22                | 平成17年4月 | 500円                  | 5%    | -    | 4.9             | 1,228               |
| 35  | 大分県   | 1,171,000 | 402,283   | 0.34                | 平成18年4月 | 500円                  | 5%    | 5    | 3.3             | 820                 |
| 36  | 宮崎県   | 1,114,000 | 411,959   | 0.37                | 平成18年4月 | 500円                  | 5%    | 5    | 3.1             | 753                 |
| 37  | 鹿児島県  | 1,668,000 | 431,928   | 0.26                | 平成17年4月 | 500円                  | 5%    | 5    | 4.4             | 1,019               |

※税率の法人欄は、法人税均等割額に対する税率

※人口は、総務省統計局 人口推計(平成26年10月1日現在)

※民有林面積は、林野庁 森林資源の現況(平成24年3月31日現在)